維持管理計画書

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条に従い，ごみ処理施設の維持管理に関して以下の項目を遵守します。

１　施設へのごみ投入は，当該施設の処理能力を超えないように行います。

２　ピット・クレーン方式によって焼却設備にごみを投入する場合には，常時，ごみを均一に混合します。

３　主要な燃焼室の出口における炉温を概ね摂氏八百度以上に保ちます。

４　焼却施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。

５　ごみの飛散防止及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。

６　蚊・蝿等の発生の防止に努め，構内の清潔を保持することとします。

７　著しい騒音及び振動発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。

８　施設から排水を放流する場合は，その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとします。

９　上記以外に，施設の機能を維持するために必要な措置を講じ，定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。

10　施設の維持管理に関する点検，検査その他の措置の記録を作成し，三年間保存します。